平成２２年（フ）第３６号
秋田県由利本荘市石脇字田尻29番地　松涛団地24棟１号
債務者　佐々木吉則
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第９５号
香川県丸亀市西本町２丁目１番17―201号本町ハイツ松岡健方
債務者　尾崎美和子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第７０号
福岡県大牟田市亀谷町５番地２
債務者　西山　慧美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第７４号
福岡県大牟田市大字三池1180番地１
債務者　川口　洋子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第７５号
福岡県大牟田市右京町40番地１　右京町市営住宅28号
債務者　伊藤みどり
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第７６号
福岡県みやま市高田町下楠田1512番地１　みやま市営住宅下楠田団地Ａ―２
債務者　川津　竜馬
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第７８号
福岡県大牟田市大字宮崎2784番地１　サンハイツ福山203号
債務者　新田フチ子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１８号
沖縄県宮古島市平良字西里683番地１　川平マンションＢ棟302
債務者　新里　佳代
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで　那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第１１３２号
宮城県名取市田高字南558番地　セジュール田高101号
債務者　菅井　勝之
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３７号
秋田県山本郡八峰町八森字岩館塚の台86番地17
債務者　鈴木　俊巳
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第３９号
秋田県能代市向能代字トトメキ107番地39
債務者　長岡　茂樹
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第４０号
秋田県能代市向能代字トトメキ107番地39
債務者　長岡　智子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第４１号
秋田県能代市花園町４番22号　シャトーアイタコ花園26号
債務者　須藤　千春（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第４２号
秋田県能代市浅内字福田上野245番地３
債務者　保坂　博子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第２０３号
岐阜県羽島市舟橋町本町２丁目23番地３
債務者　西﨑　由美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４８６号
岐阜市曽我屋１丁目237番地１
債務者　村瀬あゆみ
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４８７号
岐阜県羽島郡岐南町八剣５丁目96番地
債務者　中村　昌子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４８９号
岐阜市五坪２丁目１番５―58号ファミーユ田神Ｆ―５号棟
債務者　梶本　恵美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　岐阜地方裁判所